

(別紙)

令和8年7月17日

保護者の皆様へ

沖縄県立小禄高等学校長
(公印省略)

沖縄県遠距離等通学費補助金に関する手続きについて

県では、遠距離等で通学費が高額となる世帯の高校生等の保護者等を対象に、通学費の一部補助を実施しております。

補助金を受けるためには**交付申請と補助金請求の2つの手続きが必要です**ので、補助金の交付を希望される方は下記のとおり申請書類等の提出をお願いいたします。

記

1 支援対象者

下記(1)～(3)の要件すべてに該当する高校生等が対象となります。

- (1) 次の計算式で算出される額が154,500円未満の世帯の者（所得要件）

【計算式】

令和8年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額
※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

- (2) 通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額の合計が15,000円を超える者

- (3) 他の通学費支援（生活保護の生業扶助等）を受けていない者
※沖縄県バス通学費等支援事業も含まれます。

2 申請方法

(1) 補助金の交付申請

電子申請と紙申請の2つの方法があります。どちらかの方法で申請してください。
必ず令和8年7月17日から令和8年12月11日までに申請してください。

①電子申請（推奨）

右のQRコードを読み込み、沖縄県電子申請システムで申請してください。
※紙書類の提出は不要です。電子申請では、自動計算しますので、
申請金額等の入力ミスを防止します。



沖縄県電子申請サービス

②紙申請（申請様式は学校事務室で配布）

下記の書類を提出してください。

- ア 遠距離等通学費補助金交付申請書（様式１）
- イ 課税に関する証明書（※課税標準額や調整控除額が記載された所得課税証明書等）
- ウ 通学計画書（様式２）
- エ 定期券購入の場合 金額の記載がある通学定期券（写し）または領収書（写し）※宛名は生徒名
- オ 回数券購入の場合 領収書（写し）及び表紙（写し）
- カ 債権者登録申請書
- キ 金融機関等の名称及び預金口座の番号等を確認できる書類
- ク 委任状（※申請者以外の口座の場合のみ提出が必要）

(2) 補助金の請求

※請求時期や請求方法については、後日お知らせします。

3 提出先 : 小禄高校事務室

4 添付資料

- ・遠距離補助金パンフレット
- ・注意事項
- ・FAQ（よくある質問）

5 注意

- (1) 購入時の領収書や通学回数券の表紙等は紛失することのないように、請求時まで大切に保管してください。
- (2) 交付決定後に通学経路等の変更により、交付申請額に変更がある場合は速やかに学校にご相談ください。

＜問い合わせ先＞ 小禄高等学校 事務室
担当者 池原 TEL : 098-857-0481